

『大鏡』の構成

——列伝構成における太政大臣中心主義をめぐって——

高 橋 照 美

はじめに

まめやかに世次が申さんと思ふことは、ことごとかは。ただいまの入道殿下の御ありさまの、よにすぐれておはしますことを、道俗男女のおまへにて申さんとおもふが、いとことおほくなりて、あまたの帝王・后、又大臣・公卿の御うへをつづくべきなり。そのなかにさいはひ人におはしますこの御ありさま申さむとおもふほどに、世の中のことかくれなくあらはるべき也。

(序⁰)

『大鏡』は、『史記』に代表される中国官撰史書にならい、帝紀・大臣列伝・藤氏物語・昔物語の四部からなる紀伝体を採用している。その中心となるのはもちろん大臣列伝であり、ここでは、藤原氏北家から出、政権を争った二十人の大臣とその子孫たちの人間像を描き出す逸話の積み重ねによって、道長で頂点に達する

撰関時代史が描かれる。冒頭に引用した序での宣言によれば、『大鏡』の歴史がたりにおける究極の目的は、道長の栄華の絶対性を説き明かすことにあり、道長伝に至るまでの十九の列伝は、その階梯と位置付けることができるのだが、それぞれの伝を立てるにあたっての基準について、作者は次のように述べている。

文徳天皇のすゑのとし齊衡四年丁丑二月十九日、帝の御舅左大臣従一位藤原良房のおとど太政大臣になり給ふ、御年五十四。このおとどこそは、はじめて摂政もしたまへれ。やがてこの殿よりしていまの閑院の大臣まで、太政大臣十一人つづき給へり。
(中略) この十一人の太政大臣達の御次第ありさま始終申し侍らんと思ふなり。

これによれば、『大鏡』が立伝の際の中心に据えようとしているのは、太政大臣となった人物である。実際にはそれ以外の人物の伝も立てられており、太政大臣中心というのは形式上のものにはぎないのだが、形式的なものにせよ、それを明言している点には

注目せざるをえない。なぜ太政大臣なのか。確かに、太政大臣という官は、律令制における最高の官職ではあるが、道長の父・兼家による摂関職との分離以後その実質を失い、『大鏡』がその主な対象としている時代、そして『大鏡』が成立したと考えられる時期には、摂関の優越が確立され、太政大臣は名誉職化されていた。にもかかわらず、『大鏡』が太政大臣という地位にこだわりをもつのはなぜなのか。

本論では、『大鏡』の太政大臣中心主義についてその背景を明らかにするとともに、構成上における意義について考察していきたい。

一 『大鏡』の列伝構成

『大鏡』の大臣列伝は次のように構成されている。

- 一 左大臣冬嗣
- 二 太政大臣良房
- 三 右大臣良相
- 四 権中納言従二位左兵衛督長良
- 五 太政大臣基経
- 六 左大臣時平
- 七 左大臣仲平
- 八 太政大臣忠平
- 九 太政大臣実頼

『大鏡』の構成

十 太政大臣頼忠

十一 左大臣師尹

十二 右大臣師輔

十三 太政大臣伊尹

十四 太政大臣兼通

十五 太政大臣為光

十六 太政大臣公季

十七 太政大臣兼家

十八 内大臣道隆

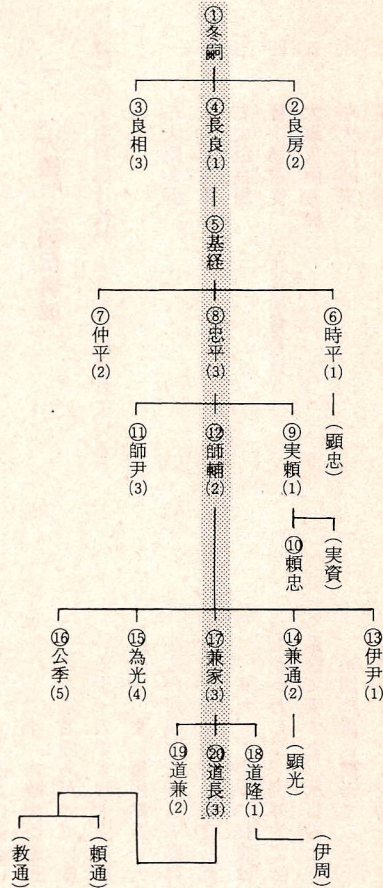
十九 右大臣道兼

二十 太政大臣道長

ここに名のあがっているのは、先に引用した箇所で強調されている十一人の太政大臣に加えて、左大臣四人・右大臣三人・内大臣一人、更に権中納言一人の計二十人であるが、これは、『大鏡』がその対象としている嘉祥三年（八五〇）から万寿二年（一〇二五）までに大臣に任官した全ての人物を網羅しているわけではない。また、この中で長良は、大臣の地位に就くことなく没したにもかかわらず、例外的に伝を立てられている。立伝された人物を系図で表すと、次頁のようになる。

系図に置き換えてみると、列伝は、摂関・氏長者の地位を相承していくことに成功した冬嗣から道長に至る直系の系譜を軸に、政権争いに関与した兄弟間の対立をとらえることに主眼を置いて構成されているということがわかる。したがって、主流の系譜か

* 『大鏡』列伝関係系図



- ①～⑳は伝の順序を示す。
- (1)(2)(3)……は兄弟の順序。
- (一)は、万寿二年までに大臣となりながら、伝の立てられていない人物を示す。

ら外れた人物の子孫に、改めて伝が立てられることはない。同じく大臣の座に就きながら、頼忠・実資・頼光・伊周等の伝が立てられず、その父の伝のなかに取り込まれてしまっているのは、すでにその父の世代において政争に破れ、摂関家の主流から外れたものと認識されているためである。この唯一の例外は、頼忠であ

る。頼忠自身は、円融天皇の時代に関白太政大臣となり、一時政権の座に就いたが、それは九条家内部の抗争の余波としてもたらされたものであり、実際には父実頼の代に後宮政策に失敗し、外戚の座を師輔の九条家に譲った時点で勝敗は決していたのである。頼忠の家系からはその後大臣を出すことはなく、列伝構成の原則からいえば、義弟実資同様実頼伝に吸収されて然るべき存在なのである。

『大鏡』の列伝構成のこのようなあり方については、はやく松本治久氏が言及されている^②。また氏の論を踏まえた

上で、福長進氏は、『大鏡』には道長の栄華を起点にして時代の流れとは逆に史的系脈を辿ろうとする叙述姿勢がみられることを指摘、長良の伝が例外的に特立された理由を、その点に見出されている^③。

列伝構成上の例外的存在である長良伝の意義を、「まず道長あ

りき』という『大鏡』の歴史認定のあり方から評価された福長氏の指摘は重要であるが、同時に、ここから列伝構成における太政大臣中心主義に対する一つの解答を得ることができるのではない。即ち道長を起点にし、冬嗣へとさかのぼる摂関家主流の系譜を確定していくに際して、長良の存在を無視するわけにはいかない。しかし、長良の極官は権中納言にすぎず、他に比して突出した観を与える。そこで長良が陽成天皇の外祖父であり、死後太政大臣を贈られた点を強調し、生前ではなく死後の官によって他の大臣のなかに列する資格を付与すべく、外枠としての太政大臣中心主義を強調したと考えられるのである。後述するが、大臣列伝の直前で、太政大臣という地位の沿革やその重要性を語る段では、贈太政大臣についても詳しく言及しているが、それは多分に長良伝の特立を意識しているためといえよう。

一方、頼忠伝の存在は、長良伝という特例を合理化するために強調された太政大臣主義によってもたらされたものとして説明できる。本来父実頼の伝に吸収されて然るべき頼忠は、太政大臣となったが故に、一つの伝を立てることを許されたのである。長良という例外を設けるために、兄弟より枝葉に岐れることはないという原則を破ったもう一つの例外が引き起こされたのである。

二 『大鏡』の太政大臣観

言うまでもなく、太政大臣は、律令制下における最高の官職であるが、時代の推移にしたがって、その性質にも変遷がみられる。

中でも寛和二年（九八六）、それまで右大臣であった藤原兼家が、一条天皇の踐祚にともなって摂政に就任したことは、太政大臣の地位に大きな変化をもたらした。それまで太政大臣は、師範訓道・万機総撰の両面を兼ね具えた太政官の首班として摂政・関白の職に相当する官とされ、摂関以外が太政大臣に任じられる事はなかったが、この時前任の関白頼忠がなお太政大臣に留まったため、初めて摂関と太政大臣が分離することになり、さらに兼家が右大臣を辞した上で三公の上に列する一座の宣旨をうけたことによって、摂関の優越が確立された。その後正暦二年（九九一）、右大臣為光が廟堂の長老として、摂関の座にないものとして初めて太政大臣に補任されたことは、太政大臣の名譽職化にいつそうの拍車をかけることになった。

『大鏡』が舞台とし、あるいは主たる語りの対象としているのは、この太政大臣の名譽職化の進行しつつあった時期である。それにもかかわらず、『大鏡』は形式的にせよ列伝構成の規範を太政大臣の官に置いている。『大鏡』は、太政大臣という官をどのようなものとして認識していたのであろうか。

太政大臣は、このみかどの御よに、たはやすくをかさせたまはざりけり。或はみかどの御祖父、或は御舅ぞなりたまひける。

又、如然帝王の御祖父・舅などにて御うしろみし給ふ大臣・納言、かずおほくおはす。うせ給ひてのち贈太政大臣などになりたまへるたぐひ、あまたおはすめり。さやうのたぐひ七人ばかりやおはすらん。わざとの太政大臣は、なりがたく、すくなく

ぞおはする。

帝紀から大臣列伝に橋渡しをする大臣序説と称される箇所、太政大臣の希少性ととも、その地位が主として天皇との外戚関係に由来する点が強調される。『大鏡』は藤原氏の政権獲得の唯一最高の要因を、外戚関係の確保に求めている。帝紀の記述が、天皇その人の事績よりも、天皇と摂関家とを結ぶ母后の出自経歴に重きを置いているのは、その顕著なあらわれである。したがって、列伝構成の中心に太政大臣を置こうとする姿勢は、その太政大臣観からすれば当然の帰結といえることができる。

太政大臣の地位と外戚の地位に関するこのような認識は、必ずしも『大鏡』独自のものというわけではなく、本来外戚であることは任太政大臣の際の重要要件の一つであった。人臣として初の太政大臣となった良房の任、太政大臣の宣命には、良房が天皇の「外舅」である事がうたわれ、兼家の場合にも天皇の外祖父であることが記載されていたと考えられている。『大鏡』の太政大臣観は、むしろ太政大臣の本来的なあり方に回帰したものであるといえることができる。

引き続き贈太政大臣にまで言及される背景には、

*贈太政大臣一覽

贈太政大臣	贈官の年	贈官の理由	史料
藤原不比等	養老四年(七二〇)		続日本紀
藤原武智麻呂	天平宝字四年(七六〇)		同
藤原房前	同		同
藤原真橘	不明		公卿補任
紀 諸人	延暦四年(七八五)	桓武天皇外曾祖父	続日本紀
藤原良繼	大同元年(八〇六)	平城天皇外祖父	日本後紀
藤原種繼	大同四年(八〇九)		公卿補任
藤原百川	弘仁十四年(八二三)	淳和天皇外祖父	日本紀略
橘 清友	承和六年(八三九)	仁明天皇外祖父	続日本後紀
橘奈良麿	承和十四年(八四七)	仁明天皇外曾祖父	同
藤原冬嗣	嘉祥三年(八五〇)	仁明天皇外祖父	文徳実録
藤原長良	元慶三年(八七九)	陽成天皇外祖父	三代実録
藤原総経	仁和元年(八八五)	光孝天皇外祖父	同
仲野親王	仁和三年(八八七)?	字多天皇外祖父	
藤原高藤	昌泰二年(八九九)	醍醐天皇外祖父	日本紀略
藤原時平	延喜九年(九〇九)		日本紀略
菅原道真	正暦四年(九九三)		百鍊抄
藤原道兼	長徳元年(九九五)		日本紀略

・万寿二年までに太政大臣を追贈された人物

前節でも触れた長良伝の特立の問題がある。権中納言で薨じた長良の伝が立てられる違和感を、ここで贈太政大臣に触れることによって緩和しようとしているのである。

『大鏡』では贈太政大臣を「七人」としているが、万寿二年までに太政大臣を追贈された人物は、管見に入った限りでも別表のとおり十八人を数えることができる。『大鏡』は登場人物の官位について非常に神経質なところがあり、万寿二年という時代設定に沿うよう厳密を期している一方で、ある人物や家門の運命を際立たせるために、意図的に虚偽を混ぜるという手法を見せている。したがって、この「七人」という数も意図的な誤りとみることができる。別表に掲げた十八人のうち、『大鏡』の本文中において贈太政大臣であることが明記されるのは、不比等・房前・真楯・冬嗣・長良そして総継と仲野親王の七人である。このうち長良までの五人は、先述した冬嗣と道長という藤原氏北家正系をさらにさかのぼった延長線上に属するものである。

鎌足—不比等—房前—真楯—内麻呂—冬嗣—長良—基経—忠平—師輔—兼家—道長

一方残る二名、総継及び仲野親王は、天皇の外祖父としての追贈であることが帝紀において明記される。

贈太政大臣七人という認定からは、『大鏡』が贈太政大臣というものを正系の確定及び外戚という観点から限定していることが明らかであり、それは長良という存在を多分に意識したものであると考えられる。時平・道真・道兼が伝を設けられ、あるいはそ

の逸話が詳述されているにもかかわらず、太政大臣追贈にはまったく言及されていない点もその傍証となるだろう。

三 贈太政大臣の復活と『大鏡』の成立

延久五年（一一〇七）五月六日、白河天皇は亡母藤原茂子に后位を追贈するとともに、茂子の養父故権大納言藤原能信に太政大臣正一位を追贈した。天皇の外祖父に対する太政大臣の追贈は、醍醐天皇の外祖父藤原高藤以来実に百七十三年ぶりのことであった。また、天皇の生母に対して后位が追贈されるのと同時に、外祖父母にも追贈のことが行われたのはこの延久五年の例が初めてで、二重の意味で異例の事態であったと考えられるが、この後嘉祥二年（一一〇七）に、鳥羽天皇の外祖父藤原実季に対して太政大臣が追贈された際には、先例として追贈されるに至った。道長の明子腹の次男で、後三条天皇擁立の立役者として知られる能信は、相州金沢称名寺第二代長老明忍房剣阿（一一六一—一三三八）書写と伝えられる『日本紀私抄』に『大鏡』の作者として名が見えることもあって、従来から『大鏡』成立との関わりが取り沙汰されている人物であるが、その能信が太政大臣を追贈されているという事実は、『大鏡』の太政大臣中心主義からも注目される。

『大鏡』の成立については各論が紛糾しており、いまだ定説を認めることは困難である。私見としては、白河天皇即位後とする加藤静子氏の指摘に賛同するものであるが、その根拠として一つには、『大鏡』の太政大臣観に、延久五年の事件が影響を与えて

いることが考えられるからである。さらに寛治三年（一〇八九）、堀河天皇の元服に際して、天皇の外祖父である摂政師実が加冠役を奉仕するために太政大臣に任じられたが、これは後一条天皇元服の加冠役として道長が補任された以来の嘉例であり、その任太政大臣の宣命には、天皇の外祖父である旨が明記されていたという^④。この後、家格としての摂関家の成立によって、摂関の地位は外戚とは関係を持たないものとなり、摂関家以外で外戚となったものは太政大臣に任じられるという傾向が現れるようになる。これら一連の事実からは、延久五年の能信に対する追贈を境として、太政大臣の地位を外戚の座に密着するものと考え、古来の太政大臣の復権があったと考えられ、『大鏡』の語りの場である万寿二年という時点においては懐古的なものに映る太政大臣観も、そのような変遷を念頭に置いた上で見るとき、時代の空気を反映したものととして、その成立時期を確定するための一つの鍵となりうるだろう。

(注)

- ①以下、『大鏡』本文の引用は、日本古典文学大系本（東松本）によるが、漢字・送り仮名等私意によって改めた箇所もある。
- ②松本治久氏「大鏡の構成（一）大臣の物語」（『大鏡の構成』一九六九年 桜楓社所収）
- ③福長進氏「系譜と逸話——『大鏡』の歴史叙述——」（『文学』五五号 一九八七年十月）
- ④太政大臣の性質の推移については、橋本義彦氏が「太政大臣沿革考」（『平安貴族』一九八六年八月 平凡社所収）において、詳細な論考を行われている。氏の論を要約すると次の五点にまとめられる。
 - (1) 令制の太政大臣は、師範訓道と万機総摂という二つの側面を有し、單純に職掌のない名譽官とすることはできない。
 - (2) 人臣太政大臣の初期においては、太政大臣は摂政の職に相当する官と認識されていたが、それは平安中期まで遵守され、藤原兼家の任摂政の時点まで、太政大臣に任じられたのは全て摂政或いは関白に限られていた。
 - (3) 兼家の任摂政によって、摂関の職と太政大臣の官とが分離し、かつ摂政道隆の時代に、摂関の任にない右大臣為光が太政大臣に就任することによって、摂関の地位の優越・太政大臣の名譽職化に拍車がかかった。
 - (4) 太政大臣の地位は、本来外戚の地位と深い関係を有していたが、家格としての摂関家が成立し、摂関と外戚が分離した院政期以降、関院流藤原氏や村上源氏などが外戚としての地位を足掛かりとして太政大臣に昇るようになった。
 - (5) 天皇元服の際の加冠役は、摂政太政大臣が奉仕することが慣例であり、摂政と太政大臣の分離後は、摂政が加冠役を奉仕するために太政大臣に補任されるという現象が生じた。
- ⑤『大鏡』に、外戚と太政大臣を直結させる姿勢のあることについては、福田景道氏に指摘がある（『大鏡』構想の二重性をめぐって『文芸研究』一一六号 一九八七年九月）。
- ⑥橋本氏注④論文。
- ⑦仲野親王が太政大臣を追贈された正確な年月日は不明であるが、『日本紀略』仁和三年（八八七）閏十一月十五日条に一品追贈の記事が見え、寛平元年（八八九）十一月十九日条に「贈一品太政大臣仲野親王」とあることから、この間の事と考えられる。

⑧師尹伝中で、師尹男・済時に太政大臣が追贈されたという記事が見えるが、『公卿補任』によれば、寛弘九年（一〇二二）済時に贈られたのは右大臣であり、太政大臣追贈の形跡は見られない。『大鏡』の時贈太政大臣の記事は、『栄花物語』の誤りをそのまま踏襲したものと考えられているが、この場合も、済時への追贈はその娘・城子の立后にともなうものとして説明されており、城子所生の敦明親王（小一条院）は踐祚には至らなかつたものの東宮の座にあつたことを考えれば、外戚としての贈太政大臣の範疇を出るものではない。

⑨藤原高藤については、醍醐天皇の外祖父として『大鏡』本文中で何度も言及されているのにもかかわらず、あくまでも「内大臣」として扱われており、贈太政大臣であることには触れられていない。これは、仲野親王が皇族、藤原総継が藤原北家でも冬嗣以前に分かれた家系の出身で、最初から立伝の対象とならないのに対し、冬嗣の子孫である高藤の場合、贈太政大臣であることに触れると、太政大臣中心主義の建前からは伝を立てざるを得なくなるために、意図的に言及しなかつたと考えられるのではないか。

⑩六日己酉。天皇先妣藤原茂子贈皇后位。置国忌山陵。又権大納言藤原能信卿贈太政大臣正一位。并外祖母藤原社子贈正一位。（『扶桑略記』延久五年五月）

⑪この追贈の意義について、坂本賞三氏は「後三条天皇の時代」（『藤原頼通の時代』一九九一年五月 平凡社所収）において次のように論じられている。

…後三条法皇が崩する前日の五月六日、白河天皇は母の茂子に皇太后（『扶桑略記』によれば皇后）筆者注）を追贈し、同時に外祖父藤原能信に太政大臣・正一位を、外祖母藤原社子に正一位を追贈

した。

天皇の生母が皇后になつたことがない場合に、天皇が後に生母に皇太后を追贈する慣行はそれまでもあつて、（中略）白河天皇が母茂子に皇太后を追贈したこと自体は従来の慣行に従つたにすぎないのだが、問題はそれと同時に外祖父・外祖母にも追贈したことなのである。

生母に皇太后を追贈したとき同時に外祖父母に追贈したのはこの延久五年の白河天皇の場合がはじめてだったので、このあと嘉祥二年（一一〇七）十二月十三日に鳥羽天皇が生母茂子に皇太后を追贈すると同時に外祖父藤原実季に太政大臣・正一位を追贈したとき、これはひとえに延久五年の例を尋ねて行つたものだと記された（『中右記』嘉祥二年十二月十三日条。（一七六ページ））

⑫加藤静子氏「大鏡における歴史語り（三）——道長伝・藤氏物語・本系帳と家伝——」（『相模女子大学紀要』一九九〇年三月）。加藤氏は、公季伝が子孫の繁栄を示唆するような「開かれた」構成となつていて、こと、「みかど・きさき、たたせたまはず」とわざわざことわつている点にかえつて後の関院流の外戚家としての繁栄（白河天皇の生母茂子の実父は公季の孫公成）が意識されているとして、『大鏡』成立の上限を白河天皇の即位時点に求められている。

⑬橋本氏注④論文

（たかはし・てるみ 加悦町立江山文庫学芸員）